

射水市地域振興会連合会規約

(名称)

第1条 本会は、射水市地域振興会連合会と称する。

(目的)

第2条 地域の個性を生かして自主的にまちづくりを行う地域振興会の連絡調整を図ることにより、豊かで活力ある市民主体の地域社会の実現、もって市勢の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、射水市役所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 射水市の発展及び活力ある地域社会の実現のため市政の円滑な推進に対する協力
- (2) 市内各地区の地域振興会相互の連携及び関係諸団体との連絡調整
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第5条 本会は、市内各地区の地域振興会の代表者をもって組織する。

(理事)

第6条 理事は、市内各地区の地域振興会の代表者をもって充てる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
常任理事	若干名
監 事	2名

(役員を選出)

第8条 役員は、理事の中から選出された者をもって充てる。

- 2 会長、副会長、常任理事、監事については、役員の中から互選し、総会において承認する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 本会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 常任理事は、会長、副会長を補佐し、役員会付議事項の審議に関する業務を処理する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会及び理事会に付議する案件の協議
- (2) 市地域振興会連合会表彰規程に基づき推薦された被表彰者の選考
- (3) その他重要事項

(総会及び理事会)

第12条 本会の会議は、次のとおりとし、会長が招集する。

- (1) 総会は、年1回とし、理事出席のもと開催する。
- (2) 臨時総会及び理事会は、必要に応じて開催する。
- (3) 前各号の会議において理事が出席できない場合は代理を認めるものとする。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 規約の改正
- (4) その他重要事項

3 総会及び理事会の議長は、会長があたる。

4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経理)

第13条 本会の経費は、会費及び市の補助金その他の収入をもって充てる。

2 本会の経理は、総会において議決された予算に基づき行うものとする。

3 本会の決算は、監事の監査を経て、役員会に報告し、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総会で議決のあった日から施行する。
(射水市自治会連合会規約の廃止)
- 2 射水市自治会連合会規約は廃止する。
(射水市地域振興会連絡協議会規約の廃止)
- 3 射水市地域振興会連絡協議会規約は廃止する。

射水市地域振興会連合会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、射水市地域振興会連合会（以下「本会」という。）の会員の中で、地域の発展に努めその振興に特に功労があった者に対する表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2条 この規程による表彰は、本会会長から表彰状及び記念品を贈呈して行うものとする。

2 表彰は、総会の席上で行う。

(被表彰者)

第3条 被表彰者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本会理事で退任により、理事でなくなった者
- (2) 単位自治会長、町内会長として地域振興会の活動運営に4年以上寄与し、退任した者
- (3) その他地域振興会活動に寄与した者で、特に功労、功績が顕著であったもの

(被表彰者の推薦)

第4条 被表彰者は、各地域振興会長及び本会の会長が推薦した者とする。

(推薦書の提出)

第5条 第4条の規定による被表彰者に係る推薦書を次の各号に掲げる様式をもって、本会事務局へ提出するものとする。

- (1) 推薦書（様式第1号）
- (2) 功績調書（様式第2号）

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、総会で議決のあった日から施行する。
(射水市自治会連合会感謝状贈呈規程の廃止)
- 2 射水市自治会連合会感謝状贈呈規程は廃止する。

射水市地域振興会連合会慶弔規程

(趣旨)

第1条 射水市地域振興会連合会の理事に対する慶弔金の支出は、この規程の定めるところによる。

(弔慰金)

第2条 理事が在任中に死亡したとき、本会から香典として金10,000円及び弔電を贈るものとする。

2 理事の配偶者又は同居の父母及び子が死亡したとき、香典として金5,000円及び弔電を贈るものとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、総会で議決のあった日から施行する。

(射水市自治会連合会慶弔規程の廃止)

2 射水市自治会連合会慶弔規程は廃止する。